

第3号議案

定款の変更及び認可申請について

(案)

1. 本機関への会員加入手続きの簡素化等を図るため、別紙1のとおり定款の変更案を作成するとともに、電気事業法第28条の33第1号に基づき次回総会に付議する。
2. 前項の変更案が、総会で議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び関係省令に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、定款の変更認可申請を行う。

以 上

【添付資料】

別紙1：定款変更案 新旧対照表

別紙2：定款変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1113 216 1451 296">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更</p> <p data-bbox="647 722 902 821">定款</p> <p data-bbox="468 1394 1074 1451">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2525 216 2864 342">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年 月 日変更</p> <p data-bbox="2050 722 2306 821">定款</p> <p data-bbox="1872 1394 2478 1451">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(業務規程) 第6条 (略) 2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。</p>	<p>(業務規程) 第6条 (略) 2 本機関は、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。</p>
<p>(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等を<u>と</u>いう。 三 (略) 四 「親子法人等」とは、親法人等又は親法人等の子法人等をいう。 五～十一 (略)</p>	<p>(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。 三 (略) 四 「親子法人等」とは、親法人等又は<u>当該</u>親法人等の子法人等をいう。 五～十一 (略)</p>
<p>(加入) 第9条 (略) 2 (略) 一～三 (略) 3 <u>本機関に加入する手続をとった者のうち、経済産業大臣による登録を受けた者、経済産業大臣による許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、直ちにその旨を本機関に通知しなければならない。</u> 4 (略) 一～三 (略)</p>	<p>(加入) 第9条 (略) 2 (略) 一～三 (略) (削除) 3 (略) 一～三 (略)</p>
<p>(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 3 (略) 一～三 (略) 4 <u>新たに第9条第2項各号に掲げる電気事業の登録若しくは許可を受けたとき又は届出が受理されたとき</u></p>	<p>(会員の責務) 第11条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 3 (略) 一～三 (略) (削除)</p>
<p>(議決権の配分) 第24条 (略) 一～三 (略) 2 (略) 3 (略) 一～二 (略) 4 (略) 一 (略)</p>	<p>(議決権の配分) 第24条 (略) 一～三 (略) 2 (略) 3 (略) 一～二 (略) 4 (略) 一 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき</p> <p>5 (略)</p>	<p>二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、<u>当該親法人等</u>が存在しないとき</p> <p>5 (略)</p>
<p>(役員の兼職禁止等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、<u>その退任後</u>、法人等の役員等となつてはならない。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(役員の兼職禁止等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、<u>法人等の役員等</u>となつてはならない。</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（平成29年 月 日）</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p>

電力広域的運営推進機関